

障害児通所支援事業所・障害児入所施設 変更届出必要書類一覧

変更事項	必要書類
1 事業所（出張所等を含む。）又は施設の名称及び所在地 <b>※運営規程・平面図の変更も必要</b>	① 賃貸借契約書（住所変更・賃貸物件の場合のみ）
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条例等 ② 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 <b>※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可</b>
3 登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	① 法人登記事項証明書又は条例等 ※コピー不可（原本証明があれば可）
4 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	① 医療法第7条の許可について確認できる書類
5 建物の構造概要及び建物又は事業所（出張所等を含む。）の平面図並びに設備の概要	① 付表（共同生活援助以外は省略可） ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内図等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 <b>※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要</b>
6 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 <b>※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④の提出は省略可</b>
7 事業所又は施設の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 児童発達支援管理責任者の経歴書 ③ 児童発達支援管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 児童管研修・相談初任者研修の修了証の写し（基礎・実践・更新） ⑥ 資格証（実務経験の期間短縮の場合に必要） <b>※ 児童管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。</b>
8 運営規程	① 運営規程（変更後） ② 変更箇所・変更内容が分かる資料（任意）

※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること(参考様式あり)。

※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。